

# 静岡県盛土等の規制に関する条例

## 申請等の手引き

(第1版)

1	条例の概要	p. 1
2	用語の定義	p. 3
3	条例の対象となる事業・事業者	p. 5
4	申請手続の流れ	p. 7
4-2	申請前に行う手続	p. 8
4-3	申請書の作成	p. 17
	申請書類チェックリスト	p. 18
	盛土等申請書作成例	p. 21

令和4年5月

静岡県 暮らし・環境部 環境局 盛土対策課

# 1 条例の概要

---

## (1) 条例制定の経緯

本条例は、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、二度と同様の災害を発生させないために、盛土等の規制を図るために制定したものです。

大規模な盛土等は、ひとたび崩壊等の災害が発生すれば、その影響が甚大となることから、本条例では一定規模以上の大規模な盛土等について許可制度を導入することとしました。

## (2) 目的

盛土等の施工に伴う災害の防止のための技術的な基準等と環境の保全のための土壌汚染や水質汚濁の基準等を規定し、それらの遵守により、県民の生命、身体及び財産を保護することとしています。

### 条例第1条 目的

この条例は、盛土等<sup>①</sup>について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

①盛土等…盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。(条例第2条第1項第1号)

## (3) 本制度に盛り込んだ主な内容

### ①土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止(条例第7条、第8条)

- ・盛土等に使用される土砂等の汚染状態に関する基準(以下「土砂基準」という。)を規定
- ・何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならないことを規定

### ②一定規模以上の盛土等を許可制へ(条例第9条)

- ・盛土等区域の面積1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等の土量1,000 m<sup>3</sup>以上を対象と規定

### ③許可申請前の手続(条例第11条、第12条)

- ・申請予定者は、申請内容を土地所有者に説明し、同意を得なければならないことを規定
- ・申請予定者が、周辺住民に対する説明会を開催すること及びその内容を報告書としてまとめることを規定

④盛土等の着手の届出

- ・着手した日から起算して 10 日以内に届け出ることを規定

⑤土砂等の搬入時の規制を設定（条例第 19 条）

- ・盛土等を行う者が、土砂等を搬入しようとするときは、搬入する土砂等の発生元及びその土砂等に汚染のおそれがないことを確認し、並びに報告することを規定

⑥盛土等完了までの管理に関する規制を設定（条例第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条）

- ・盛土等を行う者が土砂等管理台帳の作成、保管、閲覧を行うことを規定
- ・盛土等を行う者が水質及び土壌汚染調査の定期的な実施と報告を行うことを規定

⑦盛土等完了時の規制を設定（条例第 25 条）

- ・盛土等を行う者が完了届を作成・提出すること及び完了届を受けた県がその内容を確認し、適合通知を送付することを規定

⑧その他

- ・盛土等に同意した土地の所有者は、定期的に盛土等の状況確認等を行わなければならないことを規定（条例第 29 条）
- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、住所等を公表できることを規定（条例第 36 条）
- ・無許可盛土等、命令違反（災害防止上の措置命令、土砂基準不適合盛土の停止命令等）、無届、虚偽報告等を行った者に対する罰則を規定（条例第 40、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条）
- ・土砂等搬入禁止区域を設定できることを規定（条例第 32 条、第 33 条、第 34 条）

## 2 用語の定義

本条例で使用される用語は、条例第2条第1項各号に定義されています。

### (1) 用語の定義（条例第2条第1項各号）

#### ①土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土

#### 【解説】

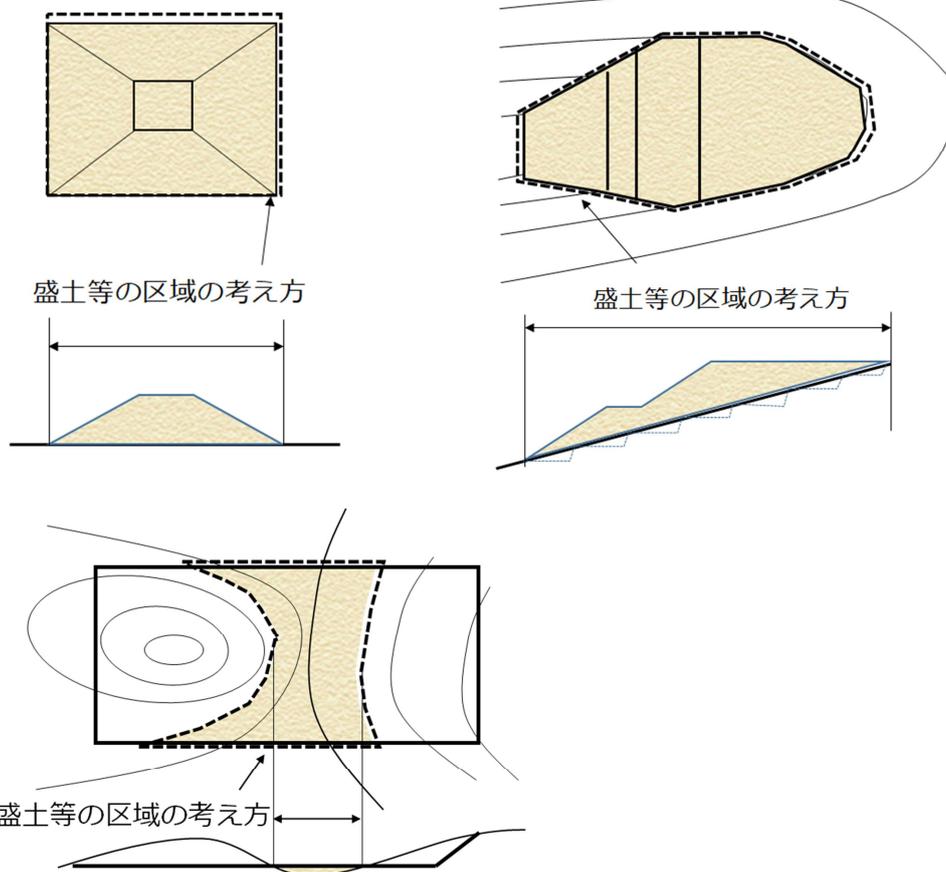
廃棄物処理法に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法に規定する汚染土壌は、本条例の「土砂等」には該当しません。それぞれ当該法律の適用を受けるものであるため、定義において「土砂等」から除きました。

「土砂」とは、土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものであり、岩石や化石などの自然物が混入又は付着していても全体として土砂とみなすことができる場合はこれらも盛土等に用いられることから「土砂等」として条例の対象とすることとしました。

#### ②盛土等区域

盛土等を行う土地の区域

#### 【盛土等区域のイメージ】



③土砂等を発生させる者

- ・ 建設工事の発注者又は請負人であってその建設工事により土砂等を発生させる者
- ・ 改良土又は再生土の製造者

④改良土

土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物

【解説】

「改良土」とは、土砂にセメントや石灰等の改良材を混合し、安定処理された物を指します。

⑤再生土

産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥、浄水処理により生じた汚泥等）の脱水、乾燥、固化、凝集等により生じた物であって土砂と同様の形状の物

【解説】

「再生土」とは、産業廃棄物が適正に処理され、土砂と同様の形状を有する物を指します。

### 3 条例の対象となる事業・事業者

#### (1) 許可の対象となる事業（条例第9条）

##### チェック

- 盛土等区域の面積が1,000㎡以上の場合は、許可申請が必要です。
- 盛土等の土砂量が、1,000㎡以上の場合は、許可申請が必要です。
- 許可申請が不要となる事業や事業者があります。
- 許可申請が不要な盛土等であっても、汚染された土砂等で盛土等を行うことはできません。

##### 【解説】

- ・盛土等区域の面積が1,000㎡以上又は盛土等に用いられる土砂等の量が1,000㎡以上である盛土、埋立て、土砂等の堆積は許可が必要です。
- ・一方で、条例第8条では、「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」とされていることから、許可が不要な盛土等であっても、土砂基準に適合していない土砂等による盛土等を行うことはできません。
- ・次の(2)(3)に該当するものは許可不要です。
- ・なお、平坦な場所で30cm未満の厚さで土砂等を敷きならす行為等は、「盛土等」に該当しないため、許可の対象となりません。（個別に協議してください。）

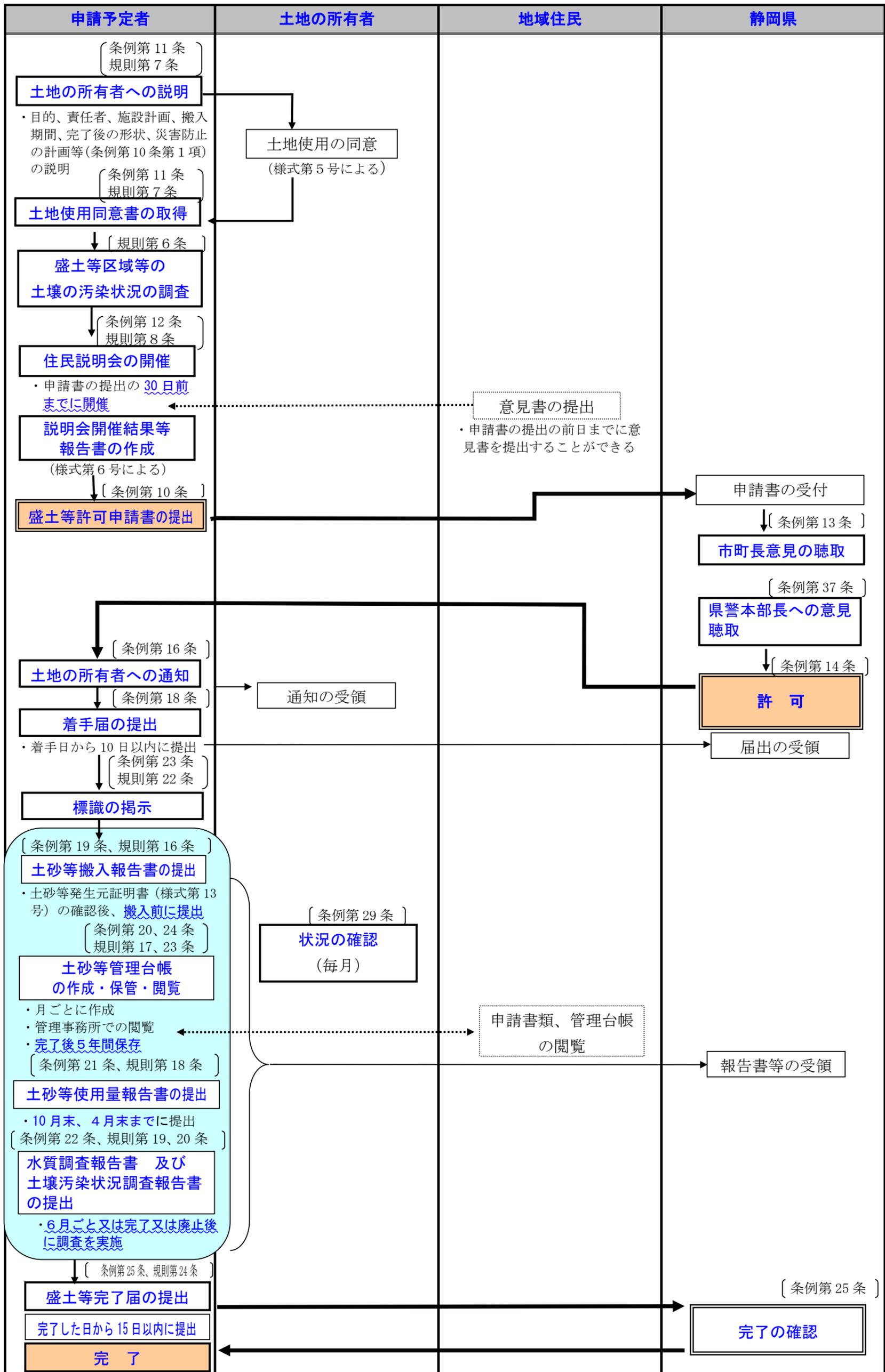
#### (2) 許可を要しない事業者（施行規則第5条）

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社、独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本下水道事業団、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、国又は地方公共団体が2分の1以上出資している法人であって、国又は地方公共団体と同等以上に災害の防止上及び生活環境の保全上の措置を講じることができるものとして知事が指定した者（現在、指定なし）

### (3) 許可が不要である盛土等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場で行う盛土等
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設において行う盛土等
- ・ 道路法に基づく道路工事の承認又は道路占用許可、道路予定区域での工作物の新築等の許可を受けて行う盛土等
- ・ 河川法に基づく河川工事の承認又は工作物の新築等の許可、河川保全区域内行為の許可、河川予定地内行為の許可を受けて行う盛土等
- ・ 採石法、砂利採取法に基づき、採取した土砂等を販売するために区域内に一時的に行う盛土等
- ・ 鉱業法に基づく認可を受けた施業案によって行う鉱物の採掘に伴う盛土等
- ・ ガラス、コンクリートその他これらに類する製品を製造・加工するための原材料を事業場内に保管するために行う盛土等
- ・ 森林組合又は林業を営む者が、国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、林道技術基準等に基づき、林道又は作業路網の整備の際に現地で発生した土砂等を用いて行う盛土等
- ・ 地方自治法に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う盛土等
- ・ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止等として行う盛土等

4 申請手続の流れ（申請前手続から事業完了まで）



## 4-2 申請前に行う手続

### (1) 土地の所有者への事業の説明と同意の取得（条例第11条）

#### チェック

- 土地の所有者に、以下に示す事項の説明が必要となります。
- 同意の取得に当たっては、盛土等を行う者が不適切な盛土等を行った場合には、土地の所有者にも知事からの是正命令等がされることを説明してください。（様式第5号「盛土等に係る土地使用同意書」の内容）
- 盛土等を行う全ての土地の所有者から同意を取得してください。

#### 【解説】

- ・本条例では、盛土等が行われる土地の所有者が現地確認等を行う義務や、是正勧告を受ける可能性があることが明記されました。
- ・このため、許可申請を行う者は、事前に土地の所有者に盛土等の内容を説明した上で、土地使用の同意を得ることが義務付けられました。

#### 〈土地の所有者に説明しなければならない事項〉

##### 盛土等を行おうとする者について

個人の場合	氏名、住所
法人の場合	法人名、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

##### 盛土等を行う目的

##### 盛土等を行う位置及び規模

- ・「規模」として、面積や最大高さを説明してください。

##### 管理事務所の所在地並びに管理責任者の氏名及び職名

- ・現場を管理するための事務所のことであり、現地に設置することを求めるものではありません。
- ・土地の所有者や住民等が管理責任者と連絡が取れる事務所としてください。

##### 盛土等の工事に伴い設置される施設の計画

- ・擁壁、排水施設、調整池及び沈砂池等の計画を説明してください。

□ 盛土等に用いられる土砂等の量

盛土等区域内に盛土等を行おうとする場合	盛土等に用いられる土砂等の量
盛土等区域外への搬出を目的とした盛土等を行おうとする場合	盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量

- ・土砂等の量とは、締固め後の想定量を指します。

□ 盛土等を行う期間

- ・許可期間は3年以内です。
- ・建物等の工事期間は、本許可申請には含めなくて構いません。

□ 最大堆積時の地形の状況等

盛土等区域内に盛土等を行おうとする場合	土砂等の堆積量が最大となる時期及び工事が完了した時の盛土等区域の地形の状況
盛土等区域外への搬出を目的とした盛土等を行おうとする場合	最大堆積時の盛土等区域の地形の状況

- ・図面の提示だけでなく、現地での説明をすることが望ましいです。

□ 盛土等に使用する土砂等の搬入計画

- ・どこから、どのような土砂等を、どの程度搬入するか説明してください。

□ 盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置

- ・条例では、排水の水質が水質基準（施行規則第21条）に適合していることを確認するために、6か月ごと及び完了又は廃止後に水質調査を行うこととしています。
- ・この水質調査を行う位置や方法を説明してください。

□ 盛土等を行う期間における災害（崩壊、飛散、流出）を防止するために講ずる措置及び周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

- ・土砂等の飛散や流出等の災害を防止するための措置及び騒音、震動等の生活環境への影響を低減する措置を説明してください。

(2) 盛土等を行う区域の土壌の汚染状況の調査（施行規則第6条第3項第11号）

チェック

- 申請前に、盛土等を行う区域内で土壌の汚染状況の調査を行い、土砂基準に適合していることを確認する必要があります。
- 調査方法は、本条例及び施行規則に基づいた方法としてください。
- 調査結果には、計量法に基づく登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）が発行する計量証明書等の添付が必要です。

【添付書類】

- 調査試料採取調書（様式第2号）・・・試料ごとに作成が必要です。
- 試料を採取した地点を示した位置図
- 現場の写真（採取位置の状況と試料の採取状況がわかるもの）
- 計量証明書

【解説】

- ・盛土等の実施により、周辺環境に汚染が拡大していないことを適切に確認するため、許可申請書には「盛土等が行われる土地が汚染されていないこと」、すなわち土砂基準に適合していることを確認した結果を添付することとしました。
- ・調査結果には、計量証明書を添付することが必要です。
- ・試料採取については、計量証明事業者に依頼するか、計量証明事業者に持ち込む場合にはその方法を確認する等、適切に行ってください。

①調査方法（施行規則第6条第4項）

ア 次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ右欄に定める区域の数以上の区域に区分して行うこと。

盛土等区域の面積	区域の数
0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

イ 試料の用に供される土砂等は、アの規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との中間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量とすること。（詳細は p. 14 〈調査方法のイメージ〉参照）

ウ イの規定により採取した土砂等は、アの規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料とすること。ただし、知事が認める場合にあつては、アの規定により区分した2以上の区域から採取した土砂等を混合し、一の試料とすることができる。

エ ウの規定により作成した試料は、施行規則別表第1の左欄に掲げる物質の種類ごとに測定すること。

## ②調査が必要な物質の種類とその基準（土砂基準）（施行規則第4条）

施行規則別表第1

物質の種類	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—

トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき砒素 150 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4,000 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地（田に限る。）において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000 pg-TEQ 以下であること。

【備考】

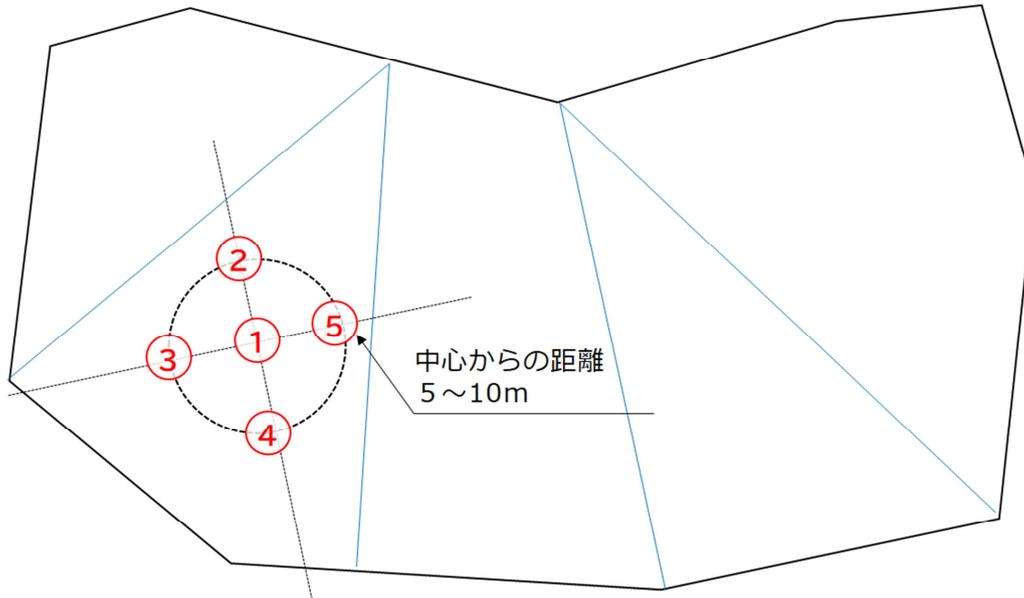
ダイオキシン類に係る値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

③調査が必要な物質の分析方法（条例第 22 条第 2 項及び施行規則第 6 条第 4 項工）

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境省告示第 46 号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境省告示第 46 号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
それ以外	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 18 号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 19 号）

## 〈調査方法のイメージ〉

(例) 盛土等の区域の面積 2.3 h a の場合⇒5 区域に区分



### [手順 1]

- ・ 盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分する。

### [手順 2]

- ・ 区分の中心付近に調査地点①を選定する。
- ・ 採取位置付近の状況写真を撮影する。

### [手順 3]

- ・ 調査地点①を交点とした直交線を引く。

### [手順 4]

- ・ 調査地点①から 5 ～10m の距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定する。

### [手順 5]

- ・ 調査地点①～⑤において、等量の試料を採取する。
- ・ 採取状況を写真撮影する。
- ・ なお、採取する深さは、地表から 50 c m までの土砂等を均等に採取する。
- ・ ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 c m までの試料採取が困難な場合は、この限りではない。

### [手順 6]

- ・ 調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行う。

### [手順 7]

- ・ 各区分 (例：5 区分) において、手順 1 ～ 6 により土壤汚染状況の調査を行う。

(3) 住民説明会の開催（条例第 12 条、施行規則第 8 条）

チェック

- 盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の自治会の住民を対象に、説明会を開催しなければなりません。
- 説明会は、申請予定日の 30 日前までに開催しなければなりません。
- 説明会開催結果等報告書には、説明会の開催状況、意見書の内容、意見の処理状況を記載し、議事録及び意見書を添付してください。

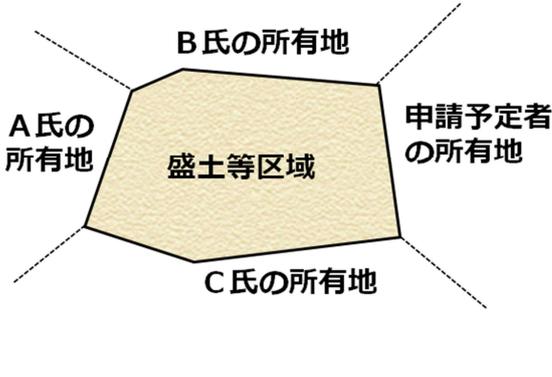
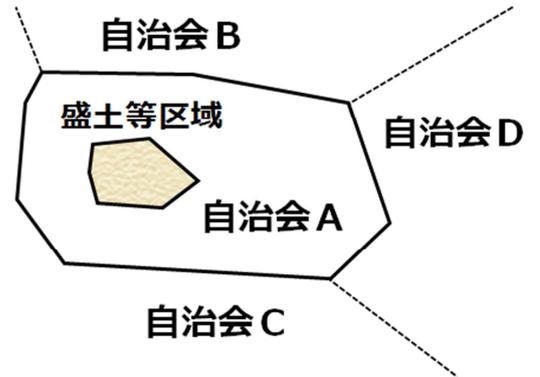
【解説】

- ・盛土等を行う際には、周辺地域の住民への事業内容の周知が重要なことから、盛土等を行う者（申請予定者）は、許可申請書提出の 30 日前までに〔盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の属する自治会の区域〕の住民向けの説明会を開催しなければならないこととしました。
- ・また、地域の住民は、申請日の前日まで、盛土等を行う者（申請予定者）に対して申請書の内容について意見を述べるができることとしました。
- ・地域住民の意見を踏まえ、盛土等を行う者（申請予定者）は、説明会の開催状況、意見書の内容、意見の処理状況等を記載した「説明会開催結果等報告書」（様式第 6 号）及び議事録を作成し、申請書に添付することになります。

①説明会の開催

区分	注意点
対象とする住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等区域の隣接地の住民</li> <li>・盛土等区域の属する自治会の住民</li> </ul>
説明会の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請を行う日の 30 日前までに開催</li> </ul>
説明会の開催場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民の利便性が確保され、かつ、申請予定者が確保できる場所（地域内の公民館、コミュニティセンター等）</li> </ul>
開催日時・場所の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民の見やすい場所への掲示、回覧板、チラシ配布等</li> </ul>
説明する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の内容</li> <li>・申請日の前日まで、申請予定者に対して地域の住民が意見書を提出できること</li> <li>・意見書の提出方法（提出場所、時間、書式、郵送の可否等）</li> </ul>
説明会の開催時に記録すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民の出席者数</li> <li>・出席者の発言内容（意見や要望）及び申請予定者の回答内容</li> </ul>

【対象とする住民のイメージ】

<p>○盛土等区域の隣接地の住民 ⇒ A、B、C氏が対象</p>	<p>○盛土等区域の属する自治会の住民 ⇒自治会Aが対象</p>
	

○これは、許可申請するに当たり説明が必要な最低限の範囲を規定したものであり、地域の状況に応じてより多くの住民を対象に説明会を開催することが望ましい場合があります。

○例えば、盛土等区域の下流に位置する自治会の住民にも説明すること等が想定されます。

②説明会開催結果等の報告の作成・提出

- ・説明会を複数回開催した場合には、説明会ごとに報告書を作成するようにしてください。
- ・許可申請書に添付する資料は、以下のとおりです。
  - ア 説明会開催結果等報告書（様式第6号）
  - イ 説明会において配布した資料
  - ウ 議事録（任意様式）
    - \*出席者の発言内容と申請予定者の回答等がわかるように記載したもの
  - エ 地域の住民から提出された意見書（任意様式又は参考様式第4号）

## 4-3 申請書の作成

---

- ・盛土等の許可申請書には、条例に規定される書類の作成とともに、申請者が欠格要件に該当しないことや、構造上の基準を満たすことが必要です。(条例第14条)
- ・申請書の作成及び構造基準等は、「盛土等申請書作成例」及び別に定める「盛土等の構造基準及び解説」に記載しています。

### (1) 申請書類と提出部数

- ・申請書類チェックリスト (p. 18) を御覧ください。  
なお、申請書の様式等は、盛土対策課ホームページに掲載しています。  
【<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-065/morido/top.html>】
- ・提出部数は3部とします。[審査、閲覧、市町長への意見聴取]

### (2) 申請書類の記載方法

盛土等申請書作成例 (p. 21) を御覧ください。

### (3) 申請者が守るべき基準

別冊「盛土等の構造基準及び解説」を御覧ください。

【提出部数】正本1部及び副本2部（計3部）を提出してください。

提出書類		根拠法令	チェック	
<b>様式第1号 盛土等許可申請書</b>		規則第6条	<input type="checkbox"/>	
添付書類	<b>住民票の写し</b> ・申請書の正本（1部）は写しを添付し、副本（2部）はコピーで可とする。 あわせて <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写しを添付する。</li> <li>・申請者に使用人がある場合は、その使用人の住民票の写しを添付する。</li> <li>・申請者が法人の場合は、役員の住民票の写しを添付する。</li> </ul>	規則第6条 第3項 第1～3号	<input type="checkbox"/>	
	<b>法人登記事項証明書</b> ・正本（1部）には原本を添付し、副本（2部）は写しで可とする。	規則第6条 第3項第2号	<input type="checkbox"/>	
	参考様式 第1号 <b>欠格要件に該当しない旨の誓約書</b> ・参考様式第1号を使用してもよい。 ・正本（1部）には原本を添付し、副本（2部）は写しで可とする。	規則第6条 第3項第4号	<input type="checkbox"/>	
	<b>土地の登記事項証明書</b> ・正本（1部）には原本を添付し、副本（2部）は写しで可とする。 ・筆数が5筆を超える場合は、登記事項要約書で可とする。	規則第6条 第3項第10号	<input type="checkbox"/>	
	<b>公図写し</b> ・筆数が5筆を超える場合は、連続図を作成する。 ・正本（1部）は写しを添付し、副本（2部）は写しのコピーで可とする。	規則第6条 第3項第10号	<input type="checkbox"/>	
	<b>位置図</b> ・縮尺は1/25,000～50,000を標準とする。 ・市町域のどの辺りかがわかるような図とすること。 ・方位を記載すること。	規則第6条 第3項第5号	<input type="checkbox"/>	
	<b>現況平面図</b> ・縮尺1/2,000以上の地形図を標準とする。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>	
	<b>現況断面図</b> ・1/250～500程度を標準とする。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>	
	<b>計画平面図</b> ・現況平面図に準ずる。	現況図面と計画図面は 兼ねても可とする。	規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>
	<b>計画断面図</b> ・現況断面図に準ずる。 ・盛土等の法面の垂直高さ（最大高さ含む）、 計画地盤高、勾配及び小段幅を記載すること。		規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>
	<b>排水計画図</b> ・流下方向、勾配を記載する。	規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>	
	<b>測量図及び求積図</b> ・現況平面図に準ずる。	規則第6条 第3項第7号	<input type="checkbox"/>	
	<b>土砂等の量の計算書</b> ・平均断面法、オベリスクの公式等による。	規則第6条 第3項第12号	<input type="checkbox"/>	
	<b>工事の順序を明らかにした書類</b>	静岡県土木共通仕様書の「施工 計画書」の記載内容を参照して も良い。	規則第6条 第3項第20号	<input type="checkbox"/>
<b>災害を防止するための措置、 生活環境を保全するための措置を記載した書類</b>	規則第6条 第3項第21号		<input type="checkbox"/>	

	*地盤調査に関する書類	技術基準の解説を踏まえ、必要な調査及び計算の結果を添付する。	規則第6条 第3項第14号	<input type="checkbox"/>
	*盛土等の安定計算の結果		規則第6条 第3項第15号	<input type="checkbox"/>
	*擁壁の構造図、構造計算書		規則第6条 第3項第16号	<input type="checkbox"/>
	<b>流域図</b> ・調整池や排水施設の設計に必要な流域がわかる縮尺とする。 ・流下方向、勾配等を記載する。		規則第6条 第3項第9号	<input type="checkbox"/>
	<b>排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図</b> ・工事中及び完了時に水質の調査を行う集水枡や流末の位置、構造を示す。		規則第6条 第3項第13号	<input type="checkbox"/>
	<b>排水施設の構造図、排水量計算書</b>		規則第6条 第3項第17号	<input type="checkbox"/>
	<b>沈砂池の構造図及び容量計算書</b> （沈砂池を設置する場合）		規則第6条 第3項第18号	<input type="checkbox"/>
	<b>調整池の構造図及び容量・放流量計算書</b> （調整池を設置する場合）		規則第6条 第3項第19号	<input type="checkbox"/>
	<b>河川管理者等の同意を証する書類</b>		規則別表第2 13	<input type="checkbox"/>
添付書類	<b>様式第2号 調査試料採取調書</b>		規則第6条 第3項第11号	<input type="checkbox"/>
		<b>採取地点の位置図</b> ・盛土等区域内のどこで採取したかわかるような図面を添付する。	規則第6条 第3項第11号	<input type="checkbox"/>
		<b>現場写真</b> ・現地の状況、試料の採取状況をそれぞれ撮影する。	規則第6条 第3項第11号	<input type="checkbox"/>
		<b>計量証明書</b> ・計量法の登録を受けた事業者の証明書を添付する。	規則第6条 第3項第11号	<input type="checkbox"/>
添付書類	<b>様式第3号 盛土等に要する経費に係る資金調達計画書</b>		規則第6条 第3項第22号	<input type="checkbox"/>
		【共通】融資証明書、預貯金残高を証する書類	規則第6条 第3項第22号ウ	<input type="checkbox"/>
		【個人】直前3年の所得税額と納付済み額を証する書類	規則第6条 第3項第22号ア	<input type="checkbox"/>
	【法人】直前3年の貸借対照表、損益計算書等 法人税額と納付済み額を証する書類	規則第6条 第3項第22号イ	<input type="checkbox"/>	
	<b>様式第4号 土砂等の搬入に係る管理計画書</b>		規則第6条 第3項第23号	<input type="checkbox"/>
	<b>様式第5号 盛土等に係る土地使用同意書</b>		規則第7条	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者の氏名は本人の自署とすること。</li> <li>・土地の所有者全員の同意書（写し）を添付する。</li> <li>・原本は、申請者が保管すること。</li> </ul>			<input type="checkbox"/>
添付書類	<b>様式第6号 説明会開催結果等報告書</b>		規則第8条第6項	<input type="checkbox"/>
		<b>議事録</b> ・説明会での発言、回答がわかるものとする。	（様式第6号に記載）	<input type="checkbox"/>
	参考様式 第4号	<b>地域住民からの意見書</b> ・参考様式第4号を使用してもよい。 ・匿名での意見も可とするが、住所欄は大字程度まで記載してもらうことが望ましい。	（様式第6号に記載）	<input type="checkbox"/>

関係法令チェックリスト

関係法令	条項等	対象の有無	手続きの状況
建築基準法	第6条第1項、第6条の2第1項の確認	<input type="checkbox"/>	未・中・確認済
森林法（林地開発、保安林解除）	第10条の2第1項の許可、第34条第2項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
都市計画法（開発許可）	第29条第1項、第2項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
宅地造成等規制法	第8条第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
鉱業法	第63条第2項の認可	<input type="checkbox"/>	未・中・認可済
採石法	第33条の認可	<input type="checkbox"/>	未・中・認可済
砂利採取法	第16条の認可	<input type="checkbox"/>	未・中・認可済
地すべり等防止法	第18条第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
農地法	第4条第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項の許可、第9条第1項の変更許可(一般廃棄物の最終処分場)	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
	第15条第1項の許可、第15条の2の6第1項に規定する変更許可(産業廃棄物の最終処分場)	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
土壌汚染対策法	第6条第1項、第11条第1項(特定有害物質の汚染の除去、拡散防止措置)	<input type="checkbox"/>	該当・非該当
	第22条第1項の許可、第23条第1項の変更許可(汚染土壌処理施設)	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
静岡県砂防指定地管理条例	第3条第1項の許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
静岡県土採取等規制条例	第3条1項、第3項の届出	<input type="checkbox"/>	未・届出済
市町が定める盛土等の規制に関する条例	許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等許可申請書

令和4年9月1日

静岡県知事 川勝 平太 様

住所 静岡市葵区追手町9-6  
 氏名 静岡ドラッグHD（株）  
 代表取締役 静岡 百造  
 生年月日 昭和39年3月9日

盛土等の許可を受けたいので、静岡県盛土等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

盛土等の目的	ドラッグストアの建設	・「目的」は、盛土等によって造成される土地の利用形態を記載する。
盛土等区域の位置	静岡市駿河区田中1696-2ほか8筆	
盛土等区域の規模	面積：2,320 m <sup>2</sup> 最大の高さ：2.5 m	
管理事務所の所在地	静岡市駿河区田中1696-2	
管理責任者の氏名及び職名	静岡市葵区山際3302-20 山際建設工業（株）工事主任 山際 強	・請負者の現場監督等を記載
盛土等の用に供する施設の設置に関する計画	別添図面のとおり ・擁壁：図〇-2及び〇-3 ・排水施設：図〇-8 ・調整池兼沈砂池：図〇-9	・「盛土等区域の規模」は、盛土等を行う区域の面積であり、 <u>切土部分の面積は含まない</u> 。 ・「最大高さ」がどの地点かがわかるように、横断面図上にも表記する。
盛土等に用いられる土砂等の量	780 m <sup>3</sup>	
盛土等を行う期間	令和4年12月1日 ~ 令和5年9月30日	
最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状	別添図面のとおり ・図〇-2（平面図） ・図〇-4～7（断面図）	・「期間」は、盛土等を行う期間とし、建物の建築等は含めない。 ・「最大堆積時及び・・・土砂等の形状」は、その内容を示す図面を記載する。
盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画	土砂等の搬入に係る管理計画書のとおり	

盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置		別添のとおり 図-9（排水施設計画図及び構造図）
盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土区域内において、盛土の高さが均一になるように敷均しと転圧を行い、法肩の転圧を慎重に行うことで、盛土の崩壊が生じないように努める。</li> <li>・盛土上面には、調整池兼沈砂池に向けて勾配をつけることで、区域外への雨水及び土砂の流出を防止する。</li> <li>・調整池兼沈砂池の施工を先行し、盛土等の区域内から発生する雨水や土砂を安全に捕捉できる容量を確保する。</li> </ul>
盛土等を行う期間における盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土区域に仮囲いを設置するとともに、定期的に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。</li> </ul>
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土上面には、調整池兼沈砂池に向けて勾配をつけることで、区域外への雨水及び土砂流出を防止する。</li> </ul>
	騒音及び震動の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する重機は、低騒音型を使用するとともに、空ぶかしやアイドリングを行わないようにする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプやトラックは、場内では低速走行、公道では法定速度での走行を遵守するとともに、過積載は絶対に行わない。</li> </ul>

(注)

- 1 「盛土等に用いられる土砂等の量」欄には、一時堆積にあつては、盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
- 2 「最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状」欄には、一時堆積にあつては、最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の状況を記載すること。
- 3 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入する曜日及び時間並びに搬入する土砂等の種類及び区分を付表1に記載すること。
- 4 申請者が法人である場合、申請者が未成年者である場合又は申請者に使用人がある場合にあつては、付表2に記載すること。

付表 1

盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画

発生元事業者名	発生場所
(株) 山中碎石興行	静岡市葵区山中 8 3 5 8 ほか
町中建設 (株)	静岡市駿河区平山716ほか8筆
1 日当たりの最大の搬入予定量	1 5 0 m <sup>3</sup> /日
搬入期間	令和 5 年 1 月 10 日 ~ 5 年 9 月 20 日
搬入する曜日及び時間	月~土 曜日 (土曜日は隔週の予定) 8 時 3 0 分 ~ 1 6 時 0 0 分
搬入する土砂等の種類	再生土 (再生碎石) 及び礫交じり土砂
搬入する土砂等の区分	第 1 種及び第 2 種建設発生土
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物計画地は、再生碎石にて盛土を行う。</li> <li>・駐車場計画地は、礫交じり土にて、高さを調整し、再生碎石を敷均す。</li> </ul>

(注)

- 1 「搬入する土砂等の種類」欄には、土砂、改良土又は再生土の別を記載すること。
- 2 「搬入する土砂等の区分」欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (平成 3 年建設省令第 19 号) 別表第 1 上欄に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土、第 3 種建設発生土若しくは第 4 種建設発生土又はその他の別を記載すること。

・建設発生土の区分については、次頁の参考資料を確認すること。

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
しずおか ももぞう 静岡 百造	S39. 3. 9 代表取締役	静岡市葵区追手町 9-6
しずおか いちろう 静岡 一郎	S42. 7. 26 常務取締役	静岡市駿河区山下 2-3-7
しみず かいと 清水 海人	S45. 10. 10 専務取締役	
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
はままつ だいすけ 浜松 大介	S47. 8. 16 浜松営業所長	浜松市南区光が丘 3-9-2
するが ふじお 駿河 富士夫	S46. 3. 6 静岡営業所長	静岡市駿河区川東239

・ 法人登記簿に記載されている全役員の氏名等を記載する。  
 ・ 記載された全役員の住民票（マイナンバーの記載のないもの）を添付すること。

(条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人)  
**規則第10条** 条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。  
 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）  
 (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(参考様式第1号)

誓約書

静岡県知事 川勝 平太 様

私は、静岡県盛土等の規制に関する条例第14条第1項第1号アからサまでの事項に該当しないことを誓約します。

令和4年9月1日

住所 静岡市葵区追手町9-6

氏名 静岡ドラッグHD(株)

代表取締役 静岡 百造

印

印がない場合は、氏名は自署とする。

●工事の順序を明らかにした書類

●災害を防止するための措置、

生活環境を保全するための措置を記載した書類

記載例

### 施工計画書

(※土木共通仕様書を参照したものでも良い)

(1) 計画工程表

工種	年月	R4.12	R5.1	2	3	4	5	6	7	8	9
準備工		■									
調整池工		■	■								
擁壁工				■			■				
盛土工			■	■	■	■	■	■	■	■	■
排水工											■

(2) 指定機械 (使用機械)

使用機械	台数	規格等
バックホウ	2台	0.6 m <sup>3</sup> 級、低騒音型、クレーン機能付き
〃	2台	0.2 m <sup>3</sup> 級、低騒音型、クレーン機能付き
振動ローラー	1台	2.5~2.8 t
トラッククレーン	1台	0.4 t 吊り
ダンプトラック	2台	10 t
〃	1台	4 t
コンクリートポンプ車	1台	
タンパ	3基	60~100kg
散水車	1台	

(3) 主要資材

主要資材	規格等
土砂	第1種及び第2種建設発生土
再生土	再生クラッシャーラン RC-30
生コンクリート	18-8-40
コンクリートブロック	控え 35 c m
PU側溝	300-300
〃	250-210

#### (4) 施工方法

○各工種の主な施工方法は以下のとおりとし、記載していない部分は、静岡県土木工事共通仕様書に準じて施工する。

##### ①準備工

- ・盛土等区域の周囲に仮囲いを設置する。
- ・工事の支障となる樹木の伐採、草木の刈払いを行う。
- ・盛土の中にこれらが混入しないように除去し、場外の処分場にて適正に処分する。
- ・落葉等が含まれる表土は剥ぎ取り、場内に仮置きし、植栽に再利用する。

##### ②調整池工

- ・調整池の施工位置の伐採等が終了したら、速やかに工事に取りかかり、区域外への雨水や土砂の流出を防止する。
- ・必要な容量が確保されるよう、設計図面のとおり施工する。

##### ③擁壁工

- ・設計図面にに基づき、ブロック積擁壁を施工する。
- ・ブロック積の施工には、トラッククレーン又はバックホウを使用する。
- ・背面の埋戻し材及び裏込め材はタンパを使用して転圧する。

##### ④盛土工

- ・盛土の一層当たりの厚さは、30cm未満とし、振動ローラーで転圧する。
- ・盛土は、調整池の方向に向けて勾配をつけ、雨水や土砂が区域外に流出しないようにする。

##### ⑤排水工

- ・盛土が規定の高さに仕上がったら、排水工を施工する。
- ・排水工には、設計書どおりの勾配を付ける。
- ・排水工の脇の土砂は、タンパーで確実に転圧する。

#### (5) 施工管理及び品質管理計画

○各工種の施工管理及び品質管理は、静岡県土木工事施工管理基準に準じて管理する。

- ・廃棄物が生じた場合には、マニフェストを作成し、適正に処分する。
- ・調整池及び擁壁の全景写真は、着工前、完了後及び施工の中間時点で撮影する。
- ・構造物は、施工の段階毎に出来型及び写真管理を行う。
- ・使用する土砂は、土砂等搬入元証明書にて汚染されていないことを確認し、土砂等搬入報告書としてとりまとめる。
- ・使用する土砂は、搬入されるごとに目視で土質を確認し、盛土の品質を低下させるような土砂は受入れない。
- ・盛土は、敷均し厚さが30cm未満となるように管理した上で転圧し、その状況を写真撮影する。

(6) 環境対策

○粉じん対策

- ・盛土等区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じんが区域外に飛散しないようにする。
- ・表土が乾燥しているときや、風が強いときには、速やかに盛土の転圧を行った上で散水車を用いて散水を行う。
- ・本申請の内容外となるが、建築物の設置や舗装をしない盛土法面等は、人工張芝や植栽の施工を行い、恒久的な粉じん対策とする。

○騒音、振動対策

- ・工事で使用する機械は、低騒音型を使用し、不要な空ぶかしは行わない。
- ・使用する機械、車両はこまめにアイドリングストップを行う。
- ・工事車両及び関係車両が、国道〇〇から盛土等区域までの住宅地に近接する一般道を通行する際には、制限速度以下で走行する。

(7) 緊急時の連絡先と連絡の基準

申請者連絡先		⇒	許可権者	
名称	静岡ドラッグHD(株) 事業管理部		静岡県くらし・環境部環境局 盛土対策課	
電話番号	054-〇〇〇-××××		054-221-2137	
メール アドレス	shizuoka_drug123@hd.ne.jp		morido110@pref.shizuoka.lg.jp	

- ・静岡地方気象台における観測雨量が、時間降雨量 40 mmかつ連続降雨量 100 mmを超えた場合は、盛土等の状況を許可権者に報告する。
- ・緊急を要する場合は、電話連絡をすることとし、それ以外の場合にあつてはメールにて連絡する。

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

調査試料採取調書

<p>盛土等区域の位置</p>	<p>静岡市駿河区田中 1696-2 ほか 8 筆地内 (別図のとおり)</p>
<p>採取年月日</p>	<p>令和 4 年 7 月 23 日</p>
<p>試料の用に供する土砂等を採取した深さ</p>	<p>地表から 50 cm</p>
<p>備考</p>	<p>試料 NO. 1</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試料を採取した地点を示した位置図</li> <li>・ 現場の写真</li> <li>・ 計量証明書</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの区分の試料（5点の試料を合わせて1つにしたもの）ごとに本調書を作成すること。</li> <li>・ 採取位置の正確な地番までは求めないので、別図として採取した場所の概要を示すこと。</li> <li>・ <u>試料の採取深さは、土壤汚染対策法の調査方法に準じて 50cm とする。</u></li> <li>・ 備考欄には、試料番号を記載すること。</li> <li>・ 現地写真は、現地状況や採取状況がわかるように撮影すること。</li> </ul> </div>

## 様式第3号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

## 盛土等に要する経費に係る資金調達計画書

項目	数量	単価（千円）	金額（千円）	
防災のための施設の設置工事に要する経費			10,420	
擁壁	20m	56	1,120	
排水路	220m	30	6,600	
調整池兼沈砂池	1箇所	2,700	2,700	
盛土等に要する経費	その他の工事等に要する経費		4,000	
	造成工	2,000 m <sup>2</sup>	2	4,000
	その他の経費		800	
	合計		15,220	

・資金調達計画書によって、防災施設が先行して確実に実施できる資金が確保されていることを確認する。

【添付する書類】

個人）所得税額と納付済み額を証する書類  
 法人）直前3年の貸借対照表、損益計算書等  
 法人税額と納付済み額を証する書類  
 融資証明書や預貯金残高を証する書類

項目	調達方法	金額（千円）	
資金調達方法	防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	7,000
		借入金	3,420
	その他の工事等に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	0
		借入金	4,800
合計		15,220	

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土砂等の搬入に係る管理計画書

受入条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染状況調査の結果が、土砂基準を満たしていること。</li> <li>・ 第2種建設発生土以上の良質土であること。</li> </ul>
受入条件に適合することの確認方法	搬入前	搬出事業者からの土砂等発生元証明書により確認する。
	搬入後	搬出は行わない。
受入方法・手順		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 搬出事業者から「土砂等発生元証明書」を受領</li> <li>② 証明書の内容の確認</li> <li>③ 搬出事業者から土砂等を受入れ</li> <li>④ 盛土等の施工 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 搬出事業者ごとに①～④を行う。</li> <li>※ 搬出する土砂等に変更があった場合も①～④を再度行う。</li> </ul> </li> <li>⑤ 6カ月に一度、水質及び土壌の汚染の状況の調査を実施する。</li> </ul>
その他		

・ 土砂等を搬入する際の受入れ方法等を記載する。  
 ・ 許可を受けた者は、搬入者から「土砂等発生元証明書」の交付を受け、この証明書に記載、添付される内容を必ず確認する必要がある。  
 ・ この内容以外に、施工上必要な土砂等の条件（内部摩擦角、粘着力、含水率、pHなど）がある場合は明記する。

様式第5号（その1）（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

盛土等に係る土地使用同意書

令和4年7月16日（自書）

静岡市葵区追手町9-6

静岡ドラッグHD（株）

代表取締役 静岡 百造 様

住 所 静岡市駿河区田中1123

氏 名 山川 登（同意者の自書）

私は、盛土等の許可の申請をしようとする者（静岡ドラッグHD（株）代表取締役 静岡 百造）が、私が所有する次の土地において盛土等を行うことについて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）
静岡市駿河区田中 1696-2	田	325
静岡市駿河区田中 1696-3	田	187

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の許可の申請をしようとする者から、裏面の説明事項の①から⑩までの事項（一時堆積にあっては、裏面の説明事項の①から⑤まで、⑦及び⑨から⑬までの事項）について、令和4年7月16日（同意者の自書）に説明を受け、その内容を確認しました。

【同意に当たっての留意事項】

- ・同意書は、申請者宛てとする。
- ・同意者の氏名及び説明日（2箇所）は、同意者の自書とすること。
- ・片面印刷の場合は、割印をすること。
- ・土地の所在地等の記載欄が不足する場合は、別紙を添付し、ホチキス留め及び割印をすること。
- ・原本は、申請者が保管すること。

（注） 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）は、自署すること。

- ・説明会は、他の許認可等の説明会と兼ねてもよい。
- ・盛土規制条例の独自の内容となる「環境上の基準の遵守」については必ず説明すること。
- ・議事録、意見書を添付すること。

記載例

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

説明会開催結果等報告書

盛土等区域の位置	静岡市駿河区田中 1696-2ほか8筆
説明会の開催日時	令和4年5月24日 19時から20時30分まで
説明会の開催場所	田中地区公民館
説明会の開催を周知した住民及びその方法	田中自治会内の住民に対して、回覧板で周知
説明者の氏名（法人にあっては、説明者の氏名及び役職名）	静岡ドラッグHD（株） 静岡営業所長 駿河 富士夫
出席した住民の数	15人
説明会の概要	事業の目的、盛土等の量、施工期間、搬入計画（ルート等）及び災害（崩壊、飛散、流出）を防止するための措置等について説明し、住民と意見交換を実施。
意見書の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の通学時間帯の工事車両の通行を避けること。</li> <li>・交通騒音、振動の防止のため、工事車両は、法定速度以下で走行すること。</li> <li>・当日、翌日の工事内容がわかるように看板に掲示すること。</li> <li>・自治会役員に対し、定期的に進捗状況報告を行うこと。</li> </ul>
意見書に記載された意見の処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事車両の通行は、7～8時は避け、15～16時は極力避ける。</li> <li>・工事車両には、法定速度を順守させる。</li> <li>・作業内容を看板に掲示するとともに、騒音、振動が発生しやすい工事を行う際には、隣接する住民に事前に連絡する。</li> <li>・自治会役員に対し、定期的に進捗報告を行う。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期開店を望む多くの御意見をいただいたため、近隣住民の皆様への迷惑を低減しながら、工事の早期完成を目指します。</li> <li>・議事録、意見書は、別添のとおり。</li> </ul>